

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
中郷コミュニティプラザ	上越市中郷区二本木 1959 番地 4	ホール	167.70	平成 25 年 6 月 2 日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
牧コミュニティプラザ	上越市牧区田島 705 番地 10	集会室	192.10	平成 25 年 6 月 2 日
		憩いの間	45.30	
		(旧集会室)	(旧 192.10)	